

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【公開番号】特開2005-204336(P2005-204336A)

【公開日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-029

【出願番号】特願2005-72761(P2005-72761)

【国際特許分類第7版】

H 0 4 M 1/21

H 0 4 M 1/00

H 0 4 M 1/02

H 0 4 M 1/66

【F I】

H 0 4 M 1/21 M

H 0 4 M 1/00 U

H 0 4 M 1/02 C

H 0 4 M 1/66

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部筐体と操作部を有する下部筐体とがヒンジで開閉自在に連結された折り畳み式の情報処理装置において、

前記下部筐体が、前記操作部に隣接した位置に、該操作部から離れる方向で且つ下り方向に傾斜した第1の斜面と、該第1の斜面よりも該操作部からさらに離れる方向で且つ上り方向に傾斜した第2の斜面とを有する溝を有し、

前記溝内に、指紋センサを配備し、

前記第1の斜面と前記第2の斜面が、相互に異なる傾斜角を有する斜面であり、

前記下部筐体は、当該下部筐体の表面から突出して形成されたケースパッドを更に有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記ケースパッドは前記溝の両側に形成されていることを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記ケースパッドは一对のケースパッドであることを特徴とする請求項2記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記上部筐体は表示画面と通話口を更に有し、前記下部筐体は複数のキーが規則的に配列された操作部と受話口を更に有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記第1の斜面が、前記第2の斜面よりも大きな傾斜角を有する斜面であることを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記第 1 の斜面の長さと前記第 2 の斜面の長さが異なっていることを特徴とする請求項 1 記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記指紋センサは、スweep型指紋センサであることを特徴とする請求項 1 記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記スweep型指紋センサは、該スweep型指紋センサ表面が前記溝の内面よりも突出した位置に配備されていることを特徴とする請求項 7 記載の情報処理装置。

【請求項 9】

前記スweep型指紋センサは、前記溝内の、前記第 1 の斜面の延長面と前記第 2 の斜面の延長面とが接する綾線が隠れる位置に、配備されていることを特徴とする請求項 8 記載の情報処理装置。

【請求項 10】

前記第 1 の斜面および前記第 2 の斜面は、上あるいは下に膨らんだ形状であることを特徴とする請求項 1 記載の情報処理装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

上記目的を達成する本発明の情報処理装置は、上部筐体と操作部を有する下部筐体とがヒンジで開閉自在に連結された折り畳み式の情報処理装置において、

上記下部筐体が、上記操作部に隣接した位置に、その操作部から離れる方向で且つ下り方向に傾斜した第 1 の斜面と、その第 1 の斜面よりも操作部からさらに離れる方向で且つ上り方向に傾斜した第 2 の斜面とを有する溝を有し、

上記溝内に、指紋センサを配備し、

前記第 1 の斜面と前記第 2 の斜面が、相互に異なる傾斜角を有する斜面であり、

前記下部筐体は、当該下部筐体の表面から突出して形成されたケースパッドを更に有することを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

ここで、上記第 1 の斜面および第 2 の斜面の傾斜角を相互に異ならせたため、操作キーの誤操作防止の観点、および指紋の確実な検出の観点から第 1 の斜面および第 2 の斜面のそれぞれの傾斜角を定めることができる。その場合に、第 1 の斜面が、上記第 2 の斜面よりも大きな傾斜角を有する斜面であることが好ましい。